

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

タイにおける模倣品流通実態調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

1. 模倣品の定義

- ▶ 「模倣品」 = 知的財産権を侵害する製品
- ▶ タイの知的財産権
 - 特許権
 - 小特許権
 - 意匠権
 - 商標権
 - 著作権
 - 営業秘密

1. 模倣品の定義

1.1 特許権

権利の種類	特許権
保護の範囲	以下の発明(新規な製品、方法、または、製品若しくは方法の改良からもたらされる発見または発明): 1) 新規性を有し 2) 進歩性を有し 3) 産業上利用可能である 及び、禁止されていない発明
保護取得方法	特許出願は、知的財産権局に行わなければならない。スムーズに登録された場合、通常、特許権が付与されるのに約5年間かかる
取得権利	特許製品又は特許された方法の使用によって製造された物品を、製造、使用、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権
保護期間	出願日から20年 保護期間は延長することができない

日本: 出願日から20年(医薬品等のみ5年を限度に延長可)

1. 模倣品の定義

1.2 小特許権

権利の種類	小特許権
保護の範囲	1) 新規性を有し 2) 産業上利用可能である 発明 NOTE1) 進歩性を登録要件として要求しない NOTE2) 方法の発明も保護対象となる
保護取得方法	小特許出願は、知的財産権局に行わなければならない。 出願から小特許が付与されるまでに、1年～2年かかる。
取得権利	小特許にかかる製品又は小特許された方法の使用によって製造された物品を、製造、使用、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権
保護期間	出願日から6年間 保護期間はさらに一回につき2年の更新が2回更新できる(最大保護期間は10年間)

日本: ①自然法則を利用した技術的思想の創作であって、物品の形状、構造又は組合せに係るもの
②出願日から最大10年

1. 模倣品の定義

1.3 意匠権

権利の種類	意匠権
保護の範囲	物品の装飾的または審美的な要素。保護されるのは物品の外観のみ。 意匠は新規でなければならない。 (NOTE) 物品非類似の場合でも、形状等が類似するときは、類似する意匠と判断される。
保護取得方法	意匠登録出願は知的財産権局に行わなければならない。意匠権の取得には通常約2年から3年程度かかる。
取得権利	製品に意匠を使用する、または、具現化した物品を、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権
保護期間	出願日から10年間 保護期間は更新できない

- 日本：
- ①登録日から20年の存続期間
 - ②創作非容易性を登録要件として要求する

1. 模倣品の定義

1.4 商標権

権利の種類	意匠権
保護の範囲	(a) 自他識別力を有する (b) 商標法により禁止されていない (c) 他人の先登録商標と同一または類似ではない 商標(他人の商標に係る商品/サービスと区別するために、商品またはサービスに関して、使用または使用されるために所持される標章)
保護取得方法	商標登録出願は、知的財産権局に申請しなければならない。商標権の取得には通常約2年程度かかる。
取得権利	登録された商品またはサービスについての登録商標の使用の排他権
保護期間	出願日から10年間。保護期間は10年毎に更新できる。

1. 模倣品の定義

1.5 著作権

権利の種類	意匠権
保護の範囲	コンピュータ・プログラム、実演、文学、映画、放送を含む、文芸、美術、音楽分野における独創的な表現
保護取得方法	著作権は、創作した時点において自動的に発生する。タイにおいて著作権の保護を受けるために、著作物を登録することは要求されない。しかしながら、著作権者が知的財産権局に所有権を登録することができる。
取得権利	著作物を再製または利用でき <input type="checkbox"/> 公衆に著作物を頒布でき <input type="checkbox"/> 著作物またはその複製品を貸与でき <input type="checkbox"/> 著作権から生じる利益を他人に与え <input type="checkbox"/> 他人に著作物を利用するライセンスを与えられる 排他権
保護期間	著作権の保護期間は、著作者の生存期間と、さらに著作者の死後50年間である。著作者が法人である場合、著作権は著作物が最初に公表された後50年間、または、その創作後50年間公表されない場合はその創作後50年間、存続する。保護期間は更新できない。

1. 模倣品の定義

1.6 営業秘密

権利の種類	意匠権
保護の範囲	公知ではなく、所有者に経済的利益または利点を与える情報であり、そして、当該情報の管理者が秘密状態を維持するために相応の努力をした情報
保護取得方法	営業秘密法は、自動的に保護を与え、登録を要件としない。
取得権利	営業秘密を開示、使用、他人に使用を許可する権利
保護期間	営業秘密が秘密状態である限り、保護期間は存続する。 (営業秘密の保護期間は、公衆に開示されない限り、無期限に存続する)

日本： 営業秘密は不正競争防止法による保護を受けることができる

2. 管轄機関及びその役割

機関名	役割
知的財産局 DIP: Department of Intellectual Property	知的財産局は、全関係機関の間で、エンフォースメントに関して、リーダー・コーディネーターとして役割を果たす
法務省特別捜査局 DSI: Department of Special Investigation	被害が1千万タイバーツ以上の事件に対して、摘発(Raid)を行う
経済犯罪制圧部 ECD: Economic Crime Suppression Division	タイ警察庁管轄下の機関。経済犯罪制圧部は、知的財産権事件を含む、銀行、税金及び他の経済関連事件を扱い、摘発(Raid)を行う
検察庁 知的財産権・国際貿易訴訟局 Public Prosecution Office	国家警察庁または法務省特別捜査局から移管された事件について、知的財産国際貿易裁判所(IP&IT Court)に起訴するか否かを判断する
タイ税関 Thai Customs	タイ国境越境する疑義模倣品を一時的に差止めるために、職権で検査する権限を有する
中央知的財産国際貿易裁判所 IP&IT Court: Central Intellectual Property and International Trade Court	知的財産権および国際貿易に関連して民事事件・刑事事件で判決を下す
知的財産侵害抑制小委員会 Suppression of IP Infringement Subcommittee	知的財産権抑制行動計画の立案等

2. 管轄機関及びその役割

機関名	役割
デジタル経済社会省 MDES: Ministry of Digital Economy and Society	経済及び社会に対するデジタル技術開発に関する国家戦略、計画、統計および法令を提案、監視、規制、評価する
国家放送通信委員会 NBTC: National Broadcasting and Telecommunications Commission	他の政府機関とともに、模倣品の拡散およびオンラインにおける権利侵害を抑制・防止する
技術犯罪制圧部 TCSD: Technology Crime Suppression Division	オンライン上での知的財産権侵害、電子取引、オンラインポルノなどの技術犯罪の防止と抑制に焦点を当てた法執行機関
タイ情報技術犯罪抑制作業部会 TACTICS: Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression	タイ警察庁管轄下の機関。情報技術に関連する犯罪に取り組む機関
知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression	2018年、国家放送通信委員会(NBTC)、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)およびタイ警察庁は、知的財産権侵害ウェブサイトをブロックする手続を加速化するために新設された機関 (NOTE) 現在、COPTICSの業務対象は、オンライン上での知的財産権侵害事件から、オンライン上のフェイクニュースの取締に変更された。

3. 救済方法

▶ 権利者による対応策

- 弁護士または本人による警告状送付
- 刑事訴訟
- 民事訴訟(差止・損害賠償)※近年、高額な賠償金が判示されている
- アンソンプラー命令(裁判所による裁判証拠物件の押収命令)
- 予備的差止命令

▶ 行政手続

- 法務省特別捜査局(DSI)、経済犯罪制圧部(ECD)による摘発(Raid)
※近年、特許権侵害品についても摘発する
- 税関による差止 ※事前登録が有効
- 知的財産権局による調停

3. 救済方法（税関）

3.1 事前登録制度

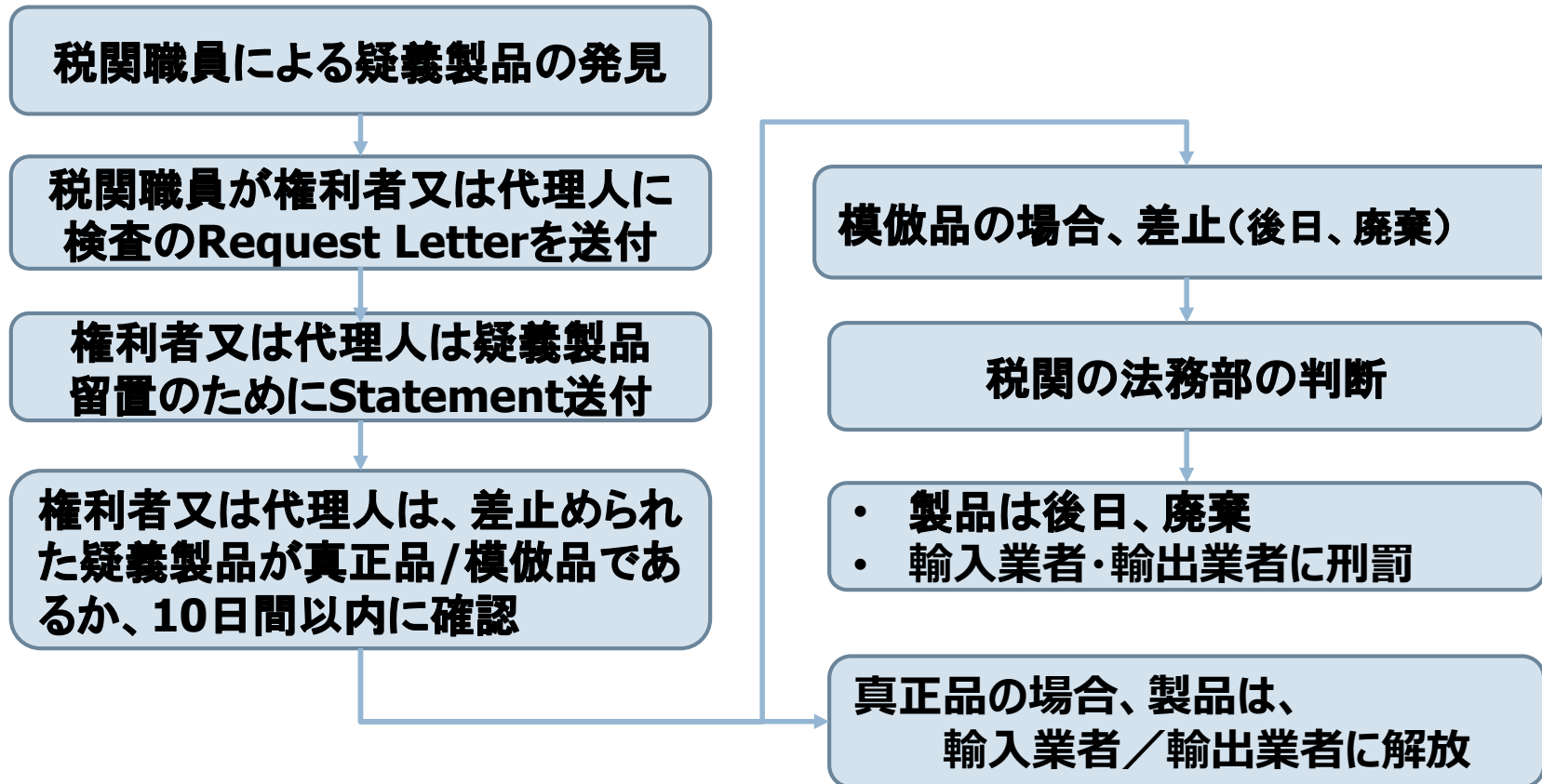
事前登録制度	内容
根拠法令	輸出入品に関する商務省告示B.E. 2530 (西暦1987年)
登録対象	商標のみ(外国登録商標の権利者も申請可能)
登録申請先	知的財産局(商標部商標登録官に申請)
登録に要する時間	1~2週間
更新	商標が登録されている限り存続(更新手続の規定なし)

- ▶ タイの事前登録制度では、外国登録商標が知的財産局により登録され得る
- ▶ 著作権の事前登録制度は整備されていない

3. 救済方法（税関）

3.2 事前登録制度を利用した差止の流れ

- ▶ 税関職員の職権で疑義製品を発見した場合



4. 模倣品の摘発状況

4.1 法務省特別捜査局(DSI)・経済犯罪制圧部(ECD)

犯罪根拠法	2018		2017		2016		2015	
	検挙	押収数量	検挙	押収数量	検挙	押収数量	検挙	押収数量
(B.E. 2537 年著作権法)	1,930	85,403	1,844	73,521	1,504	130,492		
(B.E. 2534 年商標法)	3,961	525,643	4,908	2,417,157	5,035	4,191,313	7,887	1,665,390
(B.E. 2535 年特許法)	18	4,281	33	23,883	158	10,882		
計	5909	615,327	6,785	2,514,561	6,697	4,332,687	7,887	1,665,390

近年、特許権侵害事件についても、摘発(Raid)を行っている

4. 模倣品の摘発状況

4.2 タイ税関

税関差止が行われた模倣品事件数(2008年-2018年)

税関により差止られた商品の知的財産権侵害事件の概要	
年度	件数
2008	651
2009	684
2010	759
2011	628
2012	754
2013	774
2014	770
2015	847
2016	900
2017	770
2018	890

1. タイにおいて、模倣品対策の手段として税関差止は非常に有効である
2. 職権による税関差止を行うためにも、事前登録が有効である。

5. 模倣品の消費

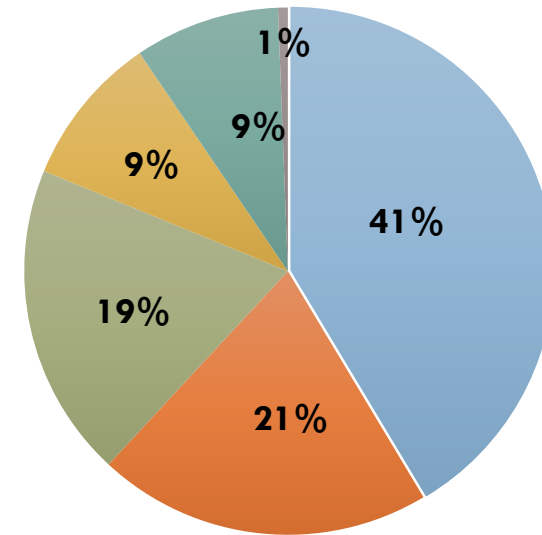
製品	真正品価格 (パーツ)	模倣品価格 (パーツ)
電気製品 ¹³⁵		
• SONY スマートフォン	10,000-35,000	1,000-3,000
• SONY タブレット	10,000-25,000	1,000-3,000
• SONY ヘッドフォン ¹³⁶	1,500-69,990	500-3,000
化粧品 ¹³⁷		
• SHISEIDO	1,000-12,000	200-500
• DHC	150-1,200	150-600
• SANA	300-900	250-300
• INDIA ESTHE	800	700
• KARMART	90-300	50-200
• KISS ME	200-400	200-300
車両部品 ¹³⁸		
• HONDA (オートバイ)	50,000-100,000	35,000-50,000
• YAMAHA(オートバイ)	60,000-100,000	35,000-50,000
• TOYOTA (自動車部品)	60,000-100,000	30,000-50,000
• SSR (ホイール) ¹³⁹	60,000-80,000	10,000-15,000
食品及び食料雑貨 ¹⁴⁰		
• KIKKOMAN	100-200	80-150
• MONOSODIUM GLUTAMATE	10-100	20-80

製品	真正品価格 (パーツ)	模倣品価格 (パーツ)
衣料品 ¹⁴¹		
• COMME DES GARCONS	3,900-14,500	200-500
• ONITSUKA TIGER	2,700-5,000	500-1,000
• EVISU	7,000-10,000	400-1,000
• THE FLAT HEAD	7,000-10,000	300-700
靴 ¹⁴²		
• COMME DES GARCONS	6,900-10,000	500-1,000
• ONITSUKA TIGER	3,000-9,500	500-1,000
腕時計 ¹⁴³		
• ISSEY MIYAKE	5,000-10,000	200-500
• SEIKO	5,000-10,000	200-500
• CITIZEN	2,000-6,000	200-500
• CASIO	2,000-8,000	800-1,000
バッグ		
• ISSEY MIYAKE	4,500-60,000	500-2,000

5. 模倣品の消費

模倣品を購入した主な理由

- 真正品が高すぎる
- タイ人消費者の他人の知的財産権に関する知識の欠如
- 政府機関の無関心
- タイ人消費者の他人の知的財産権に関する知識の欠如及びその重要性の軽視
- 見落とし
- その他



利便性とアクセスのしやすさから、購入方法を、オフライン市場から、オンライン電子商取引プラットフォームに移行する消費者が増えている

6. タイにおける模倣品防止対策

6.1 タイ政府

□ 物理的(オフライン)市場での取締

- 2018年、法務省特別捜査局(DSI)・経済犯罪制圧部(ECD)、および税関で、合計6670件の摘発・差止を行い、約1,080万点の侵害品を押収した
- 2018年1月11日以降、タイが優先監視国から監視国に変更された(米国通商法301条報告書)

□ オンライン市場での取締

- 2018年、政府機関は、オンライン・マーケットの侵害者に対して268回の摘発を行い、60,441点の物品を押収した
- 2018年、裁判所は20件の裁判所命令を発し、合計978件のURLの著作権侵害コンテンツへのアクセスをブロック又は無効化した

□ 水際措置

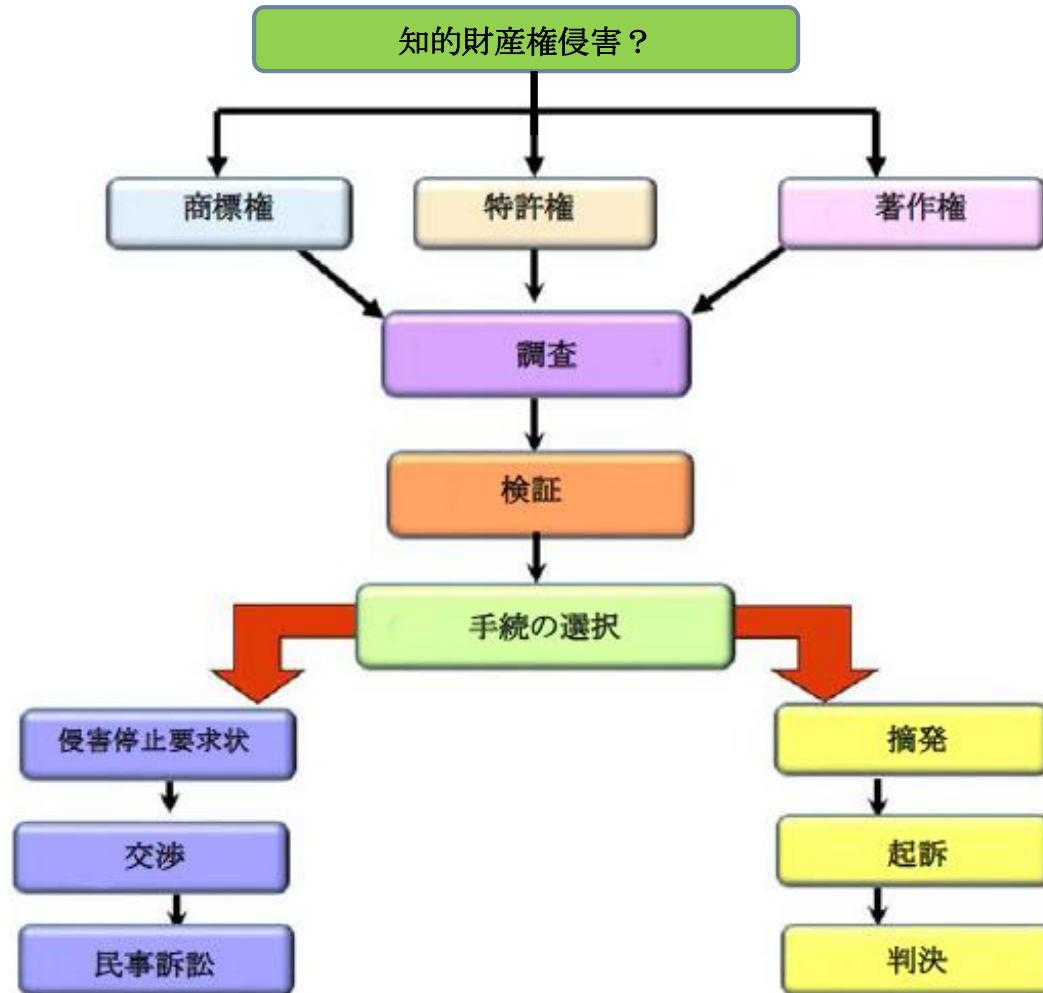
- 税関職員は、輸入又は輸出を目的とする海賊版や偽造商標商品を検査する職権を有する

6. タイにおける模倣品防止対策

6.2 権利者が取り得る措置

措置	メリット	デメリット
1. 警告状の送付	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 侵害者が小売業者または小規模流通業者である場合、警告状の送付は非常に有効である。 ❑ DSI、ECDIによる摘発が行われる際に負担する費用が低額になる。訴訟手続と比較するとかなり費用を抑えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 侵害者が権利者の要求に応じることを拒む場合、権利者はより強力な法的措置を取る必要が生じる。
2. 知的財産局による調停	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 紛争を解決するために知的財産局での調停を利用した場合、成功率は約60%である。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 知的財産局の調停職員は、事件に関する拘束力のある判断を行う権限を有さない。
3. 民事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 差止請求・損害賠償請求ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 知的財産国際貿易裁判所に訴訟提起してから判決に至るまで、12月～18月かかる。
4. 刑事訴訟	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 最終判決が言い渡された後、差止められた製品は廃棄され、市場から排除される。 ❑ 刑罰は侵害行為の強い抑止力となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ❑ 犯罪であることを証明するために、侵害に関する強力な証拠が要求される。
真贋判定セミナーへの参加	税関職員に真贋判定方法を説明することで、税関職員による模倣品発見が容易になる (JETRO・法律事務所により開催)	

7. 模倣品に対する権利行使プロセス



Contact Information

- Name 大竹徳成 (Tokunari Otake)
- Telephone +66 2056 5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com